

半田市高度先端産業立地促進条例施行規則（平成二十三年半田市規則第十九号）の全部を改正する。

令和八年六月三十日

半田市長 久世孝宏

半田市規則第三十五号

半田市産業立地促進条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、半田市産業立地促進条例（令和八年半田市条例第二十四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規則において使用する用語であつて、条例において使用する用語と同一のもの、これと同一の意義において使用するものとする。

（生活環境等の配慮事項）

第三条 条例第四条第一項第四号、条例第七条第一項第四号及び条例第十一条第三号の新設等する工場等の周辺地域の生活環境等に対する規則で定める適正な配慮は、次のとおりとする。

- 一 公害の防止に関する法令及び環境の保全に関する法令に定めるもののほか、市長の指示に従い、必要な措置を講ずること。
 - 二 新設等する工場等の周辺地域の住民に対し、工場等の新設等に係る計画の内容を周知させるための説明会を開催すること。
 - 三 新設等する工場等の敷地に接する敷地の土地所有者及び居住者から当該工場等の新設等に関し理解を得るよう努めること。
- （生産性向上計画により省人化される常用雇用者）
- 第四条 条例第四条第二項及び条例第七条第二項の規定に掲げる生産性向上計画により省

人化される常用雇用者に算入することができる人数の上限は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号の人数とする。

- 一 条例第四条第二項の場合 大企業にあつては五人、中堅企業者にあつては三人
- 二 条例第七条第二項の場合 三人

2 生産性向上計画は、IoT、ロボット等先端設備導入により、労働生産性向上を図るための計画であり、三年から五年までの計画期間において労働生産性向上率が年平均三パーセント以上であることを要件とする。

3 労働生産性、労働生産性向上率及び省人化される人数の算定は、別表のとおりとする。
(市民雇用・定住促進奨励金の適用除外)

第五条 条例第十五条第二号イの規則で定める補助は、半田市移住者就業起業促進事業費補助金とする。

(指定の申請等)

第六条 条例第十八条第一項の規定による申請をしようとする事業者は、新設等する工場等の工事に着手する日の三十日前までに奨励金交付指定申請書(様式第一号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、条例第十八条第二項の規定により奨励金の交付を受ける事業者の指定の可否を決定したときは、奨励金交付指定可否決定通知書(様式第二号)により通知するものとする。

3 指定事業者は、指定の申請をした日から三年以内に指定を受けた工場等の操業を開始しなければならない。

(交付の申請等)

第七条 条例第十九条第一項の規定による申請をしようとする者は、奨励金交付申請書(指定事業者用)(様式第三号)又は奨励金交付申請書(新規常用従業員等用)(様式第四号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、条例第十九条第二項の規定により奨励金の交付又は不交付を決定したときは、奨励金交付(不交付)決定通知書(様式第五号)により通知するものとする。

3 条例第十九条第三項の規則で定める期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期限とする。

一 高度先端産業立地奨励金 交付年度の六月末

二 中小企業高度先端産業立地奨励金 操業開始日から一年以内

三 企業再投資促進奨励金 操業開始日から一年以内

四 工場等立地促進奨励金 交付年度の六月末

五 市民雇用・定住促進奨励金 交付年度の六月末

4 条例第三条第一項第二号及び第三号の奨励金は、五億円を超える場合は三年間、二億

円を超える場合は二年間に分割して交付することができるものとする。

(交付の請求)

第八条 条例第二十条の奨励金の請求をしようとする者は、奨励金交付請求書(様式第六号)を市長に提出しなければならない。

(届出)

第九条 条例第二十一条の規定による届出は、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該各号に定める様式に必要な書類を添えて行わなければならない。

- 一 条例第二十一条第一号に規定する事由 工事着手届(様式第七号)
 - 二 条例第二十一条第二号に規定する事由 工事完了届(様式第八号)
 - 三 条例第二十一条第三号に規定する事由 操業開始届(様式第九号)
 - 四 条例第二十一条第四号に規定する事由 変更届(様式第十号)
 - 五 条例第二十一条第五号に規定する事由 操業休止(廃止)届(様式第十一号)
- (地位の承継)

第十条 条例第二十三条の規定により指定事業者の地位を承継しようとする者は、速やかに指定承継申請書(様式第十二号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があつた場合は、その内容を審査し、承継の承認の可否を決定したときは、指定承継承認通知書(様式第十三号)又は指定承継承認却下通知書(様式第十四号)により通知するものとする。

(指定の取消し等)

第十一条 市長は、条例第二十四条第一項の規定により指定を取り消したときは、奨励金交付指定取消通知書(様式第十五号)により通知するものとする。

2 市長は、条例第二十四条第二項及び第四項の規定により奨励金の交付の決定を取り消したときは、奨励金交付決定取消通知書(様式第十六号)により通知するものとする。

3 市長は、条例第二十四条第三項及び第五項の規定により奨励金の全部又は一部を返還させるときは、奨励金返還命令通知書(様式第十七号)により通知するものとする。

4 奨励金の全部又は一部を返還させる決定を受けた者は、当該決定に係る奨励金の受領の日から納付までの日数に応じ、当該奨励金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については既返戻額を控除した額)につき、年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

5 奨励金の全部又は一部を返還させる決定を受けた者が、市長が定める返還期限までに

納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を加算して納付しなければならぬ。

6 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金及び延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第十二条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第四条関係）

区分	算定式
労働生産性	$\frac{(\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費})}{(\text{労働者数} \text{ 又は } \text{労働者数} \times \text{一人当たり年間就業時間})}$
労働生産性向上率	$\frac{(\text{計画最終事業年度の労働生産性} - \text{認定申請の直近の事業年度の労働生産性})}{\text{認定申請の直近の事業年度の労働生産性}}$
省人化される人数	$\frac{\text{当該工場の常用雇用者数}}{(\text{一} - \text{労働生産性向上率} / \text{計画期間})}$ $- \text{当該工場の常用雇用者数}$